毎月勤労統計調査地方調査の説明

１．調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計で、千葉県における賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

２．調査の対象

この調査は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）にいう鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業（家事サービス業を除く。）、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）に属し、常時 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から、産業別、事業所規模別に無作為抽出され、厚生労働大臣によって指定された約 1,100 事業所について調査を行っている（よって、統計表中の「事業所規模 5 人以上」の数値はすべての調査対象事業所について集計したものである）。

３．主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額である。

①現金給与総額　「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

②きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって算定され支給される給与のことで、基本給、諸手当、超過労働給与等である。

③所定内給与　「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。

④超過労働給与（所定外給与）　所定労働時間を超えて提供した労働に対して算定される給与のことである。

⑤特別に支払われた給与（特別給与）

賞与、労働協約等の改訂により過去にさかのぼって算定された給与の追給額、3 か月を超える期間で算定される通勤手当等及び一時的、突発的理由により支払われた給与等のことである。また、支給条件や支給額が労働協約等によってあらかじめ確定されているが支給事由の発生が不確定で非常にまれに支給されるものも含める。

(2) 実労働時間

労働者が実際に労働した時間数であって、休憩時間は除かれる。

①総実労働時間　「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計時間である。

②所定内労働時間　事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間である。

③所定外労働時間　所定内労働時間以外の早出、残業、休日出勤、臨時の呼出等の実労働時間である。

(3) 出勤日数

労働者が業務遂行のため、事業所に出勤し、就業した日数である。1 日のうち 1 時間でも就業すれば出勤日となる。有給であってもその日に就業しなかったものは計上しない。

(4) 常用労働者

期間を定めず又は 1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。また、重役、理事等の役員でも一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ給与規則又は基準により給与の算定を受けている者は含まれる。

なお、「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、あるいは 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

(5) 労働異動率は、次の算式による。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{当月の推計労働者の増加（減少）数}}{\text{前月末推計労働者数}} \times 100$$

４．調査結果の推計方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を標本として、本県の事業所規模 5 人以上のすべての事業所に対応する数値を推定したものである。

５．利用上の注意

(1) 令和 2 年 1 月分調査から、1 年毎に事業所規模 30 人以上の調査対象事業所の 3 分の 1 を入れ替える「部分入替え方式」を導入した（従来は 2～3 年毎に総入替え）。経過措置として、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分調査においては、調査対象事業所の 2 分の 1 を入れ替えることとした。これに伴い、従来行ってきたギャップ修正（総入替えに伴い生じる旧調査結果と新調査結果のギャップを排除し、時系列比較が可能となるように過去に遡って指数及び増減率を改訂すること）を行わないこととするとともに、常用雇用指数についてのみ、従来どおり、経済センサスなどの全数調査を労働者数推計のベンチマークとして設定することに伴う改訂を行う。

令和 4 年 1 月分調査から、「平成 28 年経済センサス－活動調査」を基にベンチマーク更新を行った。

令和 6 年 1 月分調査から、「令和 3 年経済センサス－活動調査」を基にベンチマーク更新を行った。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその前年同月比等は、過去に遡って改訂している。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和 6 年（1 月分以降）の前年同月比等については、令和 5 年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和 6 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

(2)　令和４年１月分調査から、指数を「令和２年基準」（令和２年平均指数＝100）に更新した。（基準時更新）
　令和６年１月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われたところである。それに伴い、基準年（令和２年）の常用雇用指数が 100 となるように、令和６年１月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂している。また、伸び率についても、改訂後の指数で再計算している。
(3)　前年同月（前月）増減率については、指数により計算している。
(4)　産業大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」、規模 5～29 人・規模 100 人以上の「電気・ガス・熱供給・水道業」、規模 30～99 人の「教育，学習支援業」、規模 5～29 人・規模 30～99 人・規模 100 人以上の「複合サービス事業」については調査対象事業所が少ないため公表しない。
(5)　統計表の符号は次のとおり。
　「－」…該当数字なし。「X」…調査対象事業所が少ないため公表しない。